

平成 26 年度第 1 回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 平成 26 年 5 月 26 日（月） 午後 3 時 30 分

2 会議の場所 岡崎市役所東庁舎 2 階 大会議室

3 会議の議題

- (1) 諮問第 1 号 「景観重要建造物の現状変更の許可に係る包括同意基準について」
- (2) 報告第 1 号 「第 1 回おかざき景観賞受賞者の表彰について」
- (3) 報告第 2 号 「平成 26 年度都市景観大賞について」
- (4) 報告第 3 号 「岡崎市景観シンポジウムの開催について」
- (5) 報告第 4 号 「景観整備機構の指定について」

4 会議に出席した委員（13 名）

学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	小川 英明
学識経験者	河江 喜久代
学識経験者	水津 功
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	丹羽 誠次郎
学識経験者	長谷川 明子
NPO 法人岡崎まち育てセンター・りた	天野 裕
公益社団法人愛知建築士会岡崎支部	佐藤 繁子
愛知県広告美術業協同組合	柴田 芳孝
岡崎商工会議所	林 みずほ
公募市民	新海 眞二
公募市民	林 加代子

5 説明者

都市整備部長	岩瀬 敏三
都市整備部 次長（公園緑地課長）	足立 邦雄
都市整備部都市計画課 課長	靱井 泰晴
都市整備部都市計画課 景観推進班班長	木下 政樹
都市整備部都市計画課 景観推進班主任主査	中村 敦
都市整備部都市計画課 景観推進班技師	鈴木 孝道

6 開会宣言及び議事録署名委員の指名

議長（瀬口会長）が開会の宣言をした後、岡崎市景観審議会運営規程第 11 条第 1 項の規定により、河江委員及び佐藤委員を議事録署名委員に指名した。

7 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局（木下景観推進班班長）から、岡崎市景観審議会運営規程及び岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

8 諮問第1号「景観重要建造物の現状変更の許可に係る包括同意基準について」（説明）

議長が諮問第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（中村景観推進班主任主査）から説明した。

- (1) 関係法令等について
- (2) 岡崎市景観重要建造物の現状変更の許可に係る包括同意基準（案）について
- (3) 【参考】景観重要建造物の現状変更の許可の流れについて
- (4) 包括同意基準第4条第1項における『道路その他の公共の場所から通常見えない箇所』の例について

9 諮問第1号「景観重要建造物の現状変更の許可に係る包括同意基準について」（質疑）

次の趣旨の質疑がなされた。

林加代子委員：

景観行政団体とは何か。また、この2年間の任期中に景観審議会で審議し、認定した団体なのか。

瀬口会長：

景観行政団体とは岡崎市のこと。

事務局：（景観推進班主任主査）

今後景観重要建造物で些細な工事がある場合は、包括同意基準によって許可していきたい。

林加代子委員：

「些細な増改築」の些細の指す範囲が知りたい。また、見えない部分を増改築することによって、建築物の価値にマイナスの影響を及ぼすことはないか。

中根委員：

景観重要建造物は、文化財ではなく、景観的な観点から指定がされている。

現在は、現状変更の許可は審議会を経る必要があるが、差し迫った状況に際して審議会をすぐ開くことはできないので、景観上変更を及ぼさない部分については、審議会を経ずとも許可ができるようにしよう、というのが今回の議題の趣旨かと思う。

こうした許可の考え方には、三通りのパターンがある。

全てのケースについて、事前に審議会を経るというもの。緊急を要する場合のみ、審議会を経ずとも変更してよいとするもの。景観に影響を与えないものについては、審議会を経ずとも変更してよいとするもの、の三つ。三番目の考え方は行政に一定の信頼感を持って選択するも

のかと思う。

瀬口会長：

ちなみに、文化財の改修計画は審議会に諮っていないのではないか。国、県と名古屋はそう。文化財よりきつくなるか、文化財並みにするか、ということ。文化財では、行政への信頼感、というものを前提に改修をしているのではと思う。岡崎市はどう考えるか、という事だと思ふ。

柴田委員：

藤川宿の米屋の改修について。あれが壁等で囲ってあれば、審議会に諮らずとも良いというイメージでよいか。

瀬口会長：

改修後に報告はある。

建造物の持ち主がこういう風に変えたい、という意見を言った時に、景観重要建造物としての価値を損なわない改修としていただくよう、担当から言うという事を前提にしていると理解している。そういう積み重ねを今後作っていくと良いと思う。

藤川宿はその第一ケースと考えて、改修が終わってから審議会に報告をするなど、情報の共有を図っていくといいのでは。

小川委員：

包括同意基準（案）の目的の第1条、四行目にある、「あらかじめ包括的に」という部分が何を形容しているのかが曖昧。「包括的に良好な景観」と読まれると、意味が全然違ってしまふ。

「良好な景観の保全に支障がないとする景観審議会の同意について、あらかじめ包括的に基準を定める」とした方が良いのでは。

第2条の「包括同意基準に明らかに該当したもの」と追加をされた部分については、該当するか否かの判断は事務局の力量を信頼して良いだろうと思う。

なお、「鉛直投影面」という表記は「水平投影面」の間違いではないか。

また、寺社仏閣のような半公共的な場所は、中に多くの人が入ることが予想される。そうした場所についても、外から見えないという理由で景観上そぐわない改修が行われることは好ましくない為、そうした点については「明らかに該当」という部分を事務局で厳密に運用してほしい。

第5条について。どのような疑義が生じた場合に、会長とどのような協議を行う事を想定しているのか。疑義とは、包括同意基準に該当するかどうか、という点を指しているのか。また、協議とは、審議会の意見を聴くか聴かないか、という事を指しているのか。

また、参考文書の「景観重要建造物の現状変更の許可の流れ」にある「景観行政団体として許可するか？」という部分については、何を許可するのか。

事務局：（景観推進班主任主査）

疑義、包括同意基準についてはそうです。

小川委員：

そうすると、第5条の（経過措置）という部分が意味を持たなくなるのではないか。

事務局：（景観推進班主任主査）

経過措置という部分が適切な表現では無いため、協議という表現に改めたい。

また、三ページの景観行政団体として許可をするかどうか、という点について、景観法の第22条第1項にかかってきており、このことについて、岡崎市として許可をするかどうか、ということになる。

小川委員：

第22条の許可をするか否かを包括同意基準も含めて決めようとするときに、景観行政団体として許可できない、あるいはできるとすると、その後の行為が意味をなさなくなるのではないか。第22条の許可、という形になるので。

事務局：（靱井都市計画課長）

今の質問の趣旨としては、第22条を許可する、という事であれば、後の手続きの必要が無くなってしまう、という事で良いか。

小川委員：

第22条は何人も景観行政団体の長の許可を得なければならないという事が定められている。景観行政団体の長の許可を得るという事がここで済んでいるのならば、その後の審議会の意見を聴く必要は無いのでは。この文言が無い方が良いのではと思う。

事務局：（都市計画課長）

許可申請に対して、包括同意基準を満足するかという部分について、イエスであれば流れていく。ノーの場合は。

瀬口会長：

許認可と同じ考え方の為、一番上のところに、景観行政団体として許可をする方向かどうかの判断をする項目は必要であると思う。そして、ここが許可となれば、次に包括同意基準を満足するか否か、となるので、そういう用語に変えてはどうか。

事務局：（都市計画課長）

お手元の諮問第1号説明資料「景観重要建造物の現状変更の許可の流れについて」参考文書の為、用語を検討させていただきたい。

包括同意基準第1条は、「意見聴取において、」より以下の部分を、「良好な景観の保全に支障がないとする景観審議会の同意について、あらかじめ包括的に基準（以下「包括同意基準」という。）を定めることにより、」というような形に改めて良いか。

また、鉛直と水平のご指摘はその通り改めさせていただく。

瀬口会長：

包括同意基準（案）について、第1条は口頭で説明があったように訂正したいとのこと。また、第5条については、経過措置に代えて協議としたいとのことだが、ご意見はあるか。

水津委員：

第5条で、グレーゾーンみたいなところは、市長が会長と協議をするという事かと思う。すると、第2条は、「明らかに」、という文言をむしろ入れない方が良いのではないか。

事務局：（都市計画課長）

実績のない状況下であるので、同意基準に該当するかどうか、審議会に積極的にご相談していく意味も込めて、自信を持って同意基準に該当すると言える場合のみ「明らかに」という形で許可をしていく方向で、この文言を残している。

水津委員：

基準としては、「明らかに」という文言は残しても良いと思う。実際問題として、何が「明らか」なのか、意見が割れることもあるため、上述の意見を述べた。だが、こうした形の基準になることも分かる。

包括同意基準の基準というものは、それ自体がかなり不安定なもの。だが、この基準は景観重要建造物の現状変更の範囲や、審議会にかけるか否かに関わる重要なものである。そして、当該基準は周辺の環境に影響を及ぼすものではないため、周囲に建物が建つなどによって、ある日突然その景観重要建造物が見えなくなる、あるいは見えるようになる、という事が起こりうる。そうした場合に、基準としてはどの時点のものを適用するのか。景観重要建造物に指定された時点の基準を適用するのか、それとも現状変更の申し出があった時点の基準を適用するのか。

事務局：（景観推進班主任主査）

原則変更時の基準で審査したいと思う。

水津委員：

すると、指定された時には良く見えたものが、周りに建物が建って見えなくなってしまった場合、見えなくなった部分に関しては変更しても構わないし、そこに関する変更は審議会にもかからないという事か。

事務局：（景観推進班主任主査）

変更時の周りの状況によって、審議会にかけるか否かは判断していく。

瀬口会長：

委員の皆さんは、見えない部分がどうなるかという点を気にしている。文化財に準じてやれば良いのでは。だが、文化財並みにやると補助金など大変なことができるので、担当課としては大きく改変させるという事には抵抗があるだろうと思う。色についても同じこと。

迷った際には、文化財がどうしているかという事を検討して、景観重要建造物としての程度も加味しつつ、できるだけ文化財に倣って判断すれば、皆さんの特に外観に関する心配が減るのでは。今まで見えなかったものが将来見えるようになるかもしれないので。

外観はできるだけ文化財並みにしてくださいという事は、許可をした場合も、そういう風に指導する、という形にできればと思うが。

長谷川委員：

今議論になっている、運用基準がない段階では、会長がおっしゃっていただいた事に準じていただければ良いが、基準がない状況で担当者の意見が分かれた場合はどうするのか。また、図面だけで判断することも難しいと思うため、運用基準を内部で作っていただければと思う。

また、「景観行政団体」という単語は難しい。誰が見ても分かりやすいように、「岡崎市」としてはどうか。

瀬口会長：

法律なので、法律用語を使う必要がある。

長谷川委員：

では、下に括弧するような形で注釈を入れていただければ。

また、参考資料の「包括同意基準第4条第1項における『道路その他の公共の場所から通常見えない箇所』の例について」にある、「見えない外壁面の範囲は、原則、建物、門または塀による水平投影面とする」という部分の「水平」という言葉について。人間の視点では三角錐に視野が広がるため、塀越しに景観重要建造物を見た場合、「水平」とするとその言葉だけが独り歩きする可能性がある。むしろこうした言葉を入れない方が適切かもしれない。

事務局：(景観推進班主任主査)

まず運用基準については、内部で作成したうえで運用を進めていきたい。また、「景観行政団体」という用語については、括弧書きで分かりやすく用語を入れさせていただきたい。最後の塀の高さについては、人の目線より低い塀もあり、見える範囲は変わってくるため、包括同意基準に該当するかどうかしっかりと判断したうえで、審議会にかける等の判断をしたいと思う。

瀬口会長：

例として挙げられているお寺は半公共的な空間でもあるため、事例として誤解を与えてしまう。変えた方が良いと思う。

議長が諮問第1号に関する質疑の終結を宣言した後、審議において挙げられた修正箇所を修正した上で諮問第1号について同意しその旨答申することに意義がないか諮り、全会一致で同意された。

10 報告第1号「第1回おかざき景観賞受賞者の表彰について」(説明)

議長が報告第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（鈴木景観推進班技師）から説明した。

- (1) 第1回おかざき景観賞まとめについて
- (2) 第1回おかざき景観賞総評について

11 報告第1号「第1回おかざき景観賞受賞者の表彰について」（質疑）

次の趣旨の質疑がなされた。

瀬口会長：

鳥川は、「とっかわ」と振り仮名を振った方が良いかもしれない。

事務局：（景観推進班技師）

振り仮名を打たせていただく。

新海委員：

従来は、景観賞をもらった場合には建築物はプレートを建物に貼りつけていたが、今回もそれをやるのかどうか。また、自然景観についてはどのような措置をするのか。

事務局：（景観推進班技師）

プレートは難しいため、建物に関しては図書カードを所有者様、設計者様、施工者様にお配りしている。活動部門についても、活動団体へ図書カードを差し上げている。景観シンポジウムの際には、表彰状を壇上にて差し上げることとなっている。

柴田委員：

結果をリーフレットにして皆さんにお配りするという事だが、なるべく多くの人に伝わる方法を考えていただけたらと思う。そうすれば認知度も上がり、応募者が増えていくのでは。

事務局：（景観推進班技師）

今名古屋市が行っている「まちなみデザインセレクション」では、SNSで広く募集をしている。本市においてもできる範囲で、今回の受賞されたものについて、また、今後の景観賞について、そうしたツール等を活用した周知をしていければと思う。

河江委員：

募集期間は1ヶ月位と聞いているが、今回はもう少し長期間取った方が良いのでは。

事務局：（景観推進班技師）

今回は準備の都合もあり、結果的に1ヶ月強となってしまった。通例3ヶ月程度は募集期間を取るものなので、次回、平成27年度には、余裕を持って進めて、募集期間も長く取れるようにしたい。

瀬口会長：

都市によっては、自然などは季節によって異なるという事で、年間を通してやるべきだという意見が出ることもある。次回からは、3ヶ月程度の期間を設けるとのこと。

長谷川委員：

今後もシンポジウムをされるという事なので、オカザえもんやマスコミとのタイアップなど、ここだけで留まらない次の企画を組むことによって、更に景観に関する周知を図っていただければと思う。

また、賞状を渡すとの事だが、かっこいいお洒落なものにしてほしい。色んな所に飾れるものになれば、目にも留まるので。今回が無理なら、今後はそういうものにしてほしい。

12 報告第2号「平成26年度都市景観大賞について」(説明)

議長が報告第2号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(景観推進班技師)から説明した。

(1) 平成26年度都市景観大賞について

13 報告第2号「平成26年度都市景観大賞について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

新海委員：

大樹寺小学校の校歌はいつ頃できたのか。昔からあるのか。

事務局：(景観推進班技師)

調べます。

瀬口会長：

言葉振りから戦後という感じがする。

林みずほ委員：

大樹寺小学校と藤川小学校の生徒さんがもらった賞は、とても凄い賞なのだと思う。景観の形成には長い期間がかかるイメージがある。小さい頃から教育の中で景観に対する意識を育て、大人になってからも意識し続けるという事が、岡崎市の景観が保たれる事にもつながるだろう。そのため、折を見て、子供たちが喜ぶような、頑張ってきて良かったと思えるような事があれば。そうした仕組みがあるといいと思う。

事務局：(景観推進班技師)

藤川小学校の取組みについては、景観シンポジウムでご発表いただくこととなっている。昨年度もシンポジウムを開催しており、その時には大樹寺小学校にご発表いただいた。

長谷川委員：

数年前の審議会か何かで、大樹寺から岡崎城への眺望(通称：ビスタライン)を守らなければという話があり、その中で一部法規制(高さ制限)がかかっている場所があったよう

に記憶している。こうした景観をあらかじめ守ってあげることは、大人にしかできないことであるので、その部分が現在どうなっているのか知りたい。

事務局：(景観推進班班長)

景観計画ができて以後、法律・条例によって高さ制限がかかっている。ただし、変更命令が出せるところまでは、現在の景観法の枠組みではできないため、現在勧告止まりという、ゆるやかな制限となっている。こうした子供さんの取り組みなど、多くの方に知っていただく中で、そういった素地を高めていきたいと思う。

また、おっしゃるように法規制は大人にしかできないことなので、実際に規制をもう少し何とかできないか、今後お話ししていく予定をしている。

林加代子委員：

こうした景観教育を受けた後、その経験が子供たちの中で、色々な広がりを持って心に残っているのではと思う。そうした、その後子供たちの心に、どのようなものが残ったか、という部分に興味がある。また、先に述べた点を共有できれば、こうした活動が岡崎の景観まちづくりに寄与している、という事が感じられると思った。

瀬口会長：

幼いころのこうした経験は、何か心に残っていくと思う。どういう風にするか考えてほしい。

天野委員：

二年連続都市景観大賞優秀賞受賞というのは快挙と思うのだが、この二つの学校が元々総合学習でやっていたという部分と、都市計画課からの働きかけなどが、うまくタイミングが合ったのかなと思う。他にも沢山の小中学校がある中で、この二つの小学校が特殊な例なのか、それとも岡崎全体として、景観の要素も含みうるような総合学習が行われているのかを知りたい。

また、評価をされたことをきっかけに、国土交通省のモデルプログラムをよりほかの学校に波及させていくような形となり、景観まちづくり的なアプローチをする小学校が増えてくると、お互いに切磋琢磨や競争をしながら、良い景観的な教育や、地域への愛着を感じられるようなプログラムが当たり前になっていくのではないかと、そして、そうなれば良いと思う。ぜひそうした働きかけをしてほしい。

事務局：(景観推進班班長)

今回の藤川小学校と大樹寺小学校は景観形成重点地区という事もあり、かねてより市からアプローチをしている他、小学校にも熱意ある先生方がおられ、現在のような形になっている。

市内全域で、という点については、岡崎市には愛知教育大学附属岡崎小学校や岡崎市立連尺小学校など、東海道や二十七曲りに関係する小学校があり、そうした小学校から、出前講座や資料の提供など、色々なこととお話を頂く。藤川・大樹寺小学校の二年連続の受賞は全国的にも評価をいただいている出来事であるため、こうしたことが市域全域の励みとなり、

教育委員会共々広がって、一つでも多くの小学校がこうした形で取り組んでいただけることが、景観まちづくりの向上につながるのではと思う。

新海委員：

鳥川小学校のホタルは、子供がずっと行っている活動だが、それについては推薦等の話は出なかったのか。

事務局：(景観推進班班長)

次回の募集の折にはぜひ応募を働きかけていきたい。

新海委員：

全国的にも有名な活動なので、そうしてほしい。

14 報告第3号「岡崎市景観シンポジウムの開催について」(説明)

議長が報告第3号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(景観推進班技師)から説明した。

(1) 岡崎市景観シンポジウムの開催について

15 報告第3号「岡崎市景観シンポジウムの開催について」(質疑)

次の趣旨の質疑がなされた。

柴田委員：

周知はどのような方法で行っているか。

事務局：(景観推進班技師)

本日報道発表をかけ、また、6月1日の市政だよりに記事の掲載を予定している。その他、市のホームページ等で周知を進めていく予定をしている。

天野委員：

報道発表だけをやっても多分人が集まらないので、どういう人たちに集まって欲しいかを具体的にイメージして、周知に力を入れた方が良いかと思う。建築関係の方、学生さんや、今回応募をされたが残念ながら受賞とはならなかった団体さんなどにお声掛けをしたり、まちづくり関係の方々や、教育関係の方などに、なるべく戦略的に広報をかけた方が良いのでは。

また、チラシは、今手元にあるものが報道発表で出るのか。ではもう遅いかもしれないが、正長刃物店の写真の縦横のプロポーションが違うのではないかと思う。原則縦横のプロポーションをいじるのはNGなので、今後気をつけていただきたい。

事務局：(景観推進班技師)

縦横のプロポーションについて、以後気をつけたい。

周知については、関係団体という事で建築士会や、景観まちづくり協議会、今回のシンポ

ジウムのテーマと近い活動をしておられる市民活動団体への周知を予定している。

瀬口会長：

パンフレットについてはもう刷り上がっているという事なので、今後気をつけていただければと思う。

16 報告第4号「景観整備機構の指定について」(説明)

議長が報告第4号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局(景観推進班技師)から説明した。

- (1) 景観整備機構の指定について【概要】
- (2) 景観整備機構について

17 報告第4号「景観整備機構の指定について」(質疑)

瀬口会長：

景観重要建造物・樹木などの提言も、景観整備機構はすることができる。行政の気がつかないようなところも、カバーできる可能性があるということだと思う。景観行政団体は全市町村にあるわけではない。景観行政団体として景観まちづくりに注力しつつ、さらに景観整備機構によって地域の方にご協力いただくという事は重要なことであると思う。

天野委員：

景観整備機構に指定された、岡崎まち育てセンター・りたの天野です。

我々はまちづくりを住民の方と共に考え、実践していこうという活動を行うまちづくりNPOだが、今回こういった形で景観整備機構に指定をされたという事で、微力ながら岡崎市の景観まちづくりを推進していきたいと思っている。

今お配りしたパンフレットは、百景大撮影会という、今年度企画した主に景観まちづくりの啓発を目的とした活動のもの。

これの前段として、昨年度、あいちトリエンナーレにて百人百景という、岡崎市の戦災を受けた中心部の地域を対象に、100人の人が一人一台写ルンですを持って、撮り直しがきかない、27枚限定という中で、自分の気に入った景色や、気になる場所、といったものを街歩きしながら撮影し、それを後で100人分集めて、展示会をしたり、シンポジウムをしようという企画を行った。

実際にご参加をされた方々より、「こんなに自分のまちを歩いて、こんな発見ができるとは思わなかった」「初めて岡崎に来たが、岡崎には良いところがいっぱいあるという事を知った」といった声が沢山寄せられ、この活動はかなり景観教育的な効果が高いという結果となった。

そこで今回は、岡崎市全体を東西南北中央に分け、それぞれ撮影期間をひと月ほど設け、1エリア100人、計500人で写真を撮り、岡崎の良いところ、おもしろいところを、その500人の目で撮りつくそうという企画になっている。

すでに北部と西部、東部で企画が始まっており、その後南部・中央へと展開していく予定。1エリア27枚×100で2700枚×5エリアで13500枚。その写真一枚一枚が、見せるに値する

ものかどうかを自分に問いながら、写ルンですのシャッターを切っていく。一人一人が、もっといい景色は無いか、この景色を人に見せたい、そうした気持ちを膨らませていく、研ぎ澄ませていくという事が、参加をすると非常に実感できる。皆さんもよろしければぜひご参加いただければと思う。

中根委員：

岡崎市の、景観整備機構への予算的な補助などは、どういう仕組みとなっているのか。

事務局：(景観推進班班長)

景観整備機構はあくまでも自主的に行っている活動に、公共の方で法的な位置付けを与えるというのみで、基本予算はない。市の方で事業があって、そのパートナーとして景観整備機構と共に行う事が、効果が高いという判断があれば、委託先の一つにはなりうる。当初から、機構のために何か予算を措置するという事はない。

中根委員：

具体的なパートナーとなった場合に委託料等で費用補助ということはあるということか。

事務局：(景観推進班班長)

岡崎市が行おうとしている事業と、景観整備機構の行っている事業がとても近いものであったり、組んでやる事が、効果が高いという、そうした判断の中で出てくることのため、あらかじめそれがありきという事ではない。

新海委員：

景観整備機構の指定状況で、各都市の例が出ているが、他都市ではこういった団体が指定されているのか知りたい。

事務局：(景観推進班班長)

通常は、建築士会が指定されている。景観重要建造物を所有者の方が管理できなくなったときに、代わりに管理できる団体、という事で、全国の建築士会の例が多い。近隣では、静岡市の建築士の方々が、かなり盛んに活動を行っている。

もう一方は、りたのような特定非営利活動法人で、例えば島根県の松江市では、まちづくり塾、東京都では、青山の景観整備機構は整備事業まで行うかなり大がかりな機構だが、そういったところが指定されている。

林加代子委員：

せっかくなので、どんな趣旨でどんなことがやりたいのか聞きたい。

天野委員：

どうしても、景観というと立派な建物、名所旧跡の類や、古い建物といったところに考えが行きがちだが、もっと身近なところに、大切にしたい建物や、景色、自然あるいは人々の

営みといったものがあふれている。

しかし意外とそうしたものは見過ごしがちで、知らないうちに無くなったり失われてしまっている。それらの身の回りのものに気づき、大切にするような、そしてみんなで身の回りの良いところを共有できるようなきっかけづくりを、色々なまちづくりの活動や、こうしたイベントを通じて行っていきたいと思っている。

もちろん家康や旧東海道も残していくべき資源であると思うし、もっと身近で、取るに足らないと思われているものの中にも、本当は大事なものがあるかもしれないという事を、ぜひ皆さんで発信していきたいな、という風に思っている。

佐藤委員：

百景大撮影会の具体的な部分で、東部・西部、という風に分かれているが、この範囲はどういう理由で決められたのか。また、東部の人で中央で撮影をしたい場合、在住の地域に関係なく写すことができるのか。

天野委員：

区分は非常に迷ったのだが、基本的には岡崎市の支所管内で区切っている。東部に住んでいる人が中央で撮影する、ということはもちろんOK。ただ、東部でエントリーされた場合は、基本的には東部のエリア内だけで写真を撮影していただく。協賛いただいている富士フィルムが、他地域でもこうした企画をしており、その時の共通ルールが「一人一台、撮りきる」「設定されたエリアの中で撮影する」となっているため、それに準じている。

丹羽委員：

この百景大撮影会というのは、景観整備機構として、りたが取り組んでいるプログラムなのか。

天野委員：

そうとも言える。りたでは、地域交流センターという、市内に四か所ある公共施設の指定管理を行っているのだが、我々としては、そこのセンターで行う事業に組み込むような形で予算措置をしている。そういう意味では、景観整備機構のりたが行っている活動とも言え、地域交流センターとしての企画であるとも言える。

丹羽委員：

りたの活動全てが、景観整備機構としての活動というわけではないということか。

天野委員：

はい。

丹羽委員：

景観整備機構としての仕事の場合には、必ず岡崎市と一緒に動くのか。

天野委員：

必ずしも一緒というわけではない。単独で行う事も恐らくあると思う。だが、基本的に毎年事業計画を岡崎市へ提出することが義務付けられている。

丹羽委員：

りたのどこからどこまでが景観整備機構なのか、という部分が分からなかったため、質問させていただいた。

瀬口会長：

先の事例にも出てきた建築士会の活動というのは、景観にまつわることばかりではない。その組織の一部が、主に景観に関する活動を行っている。また、名古屋市の場合は外郭団体の、まちづくり公社が景観整備機構となっているのだが、まちづくり公社自体は色々な活動をやっており、その中に景観の活動がある。景観整備機構の活動というのは、こうした理解で良いと思う。

18 その他

柴田委員：

他都市に関わっておられる委員の方も多いため、伺いたい。名古屋の駅前のビルの工事用の仮囲いに、ユニセフのコマーシャルが入っている。本来名古屋市の条例では、仮囲いといえども広告は出せないとなっていたはずだが、特別区という事で、あそこだけ出せるようになっていると聞いたことがある。無味乾燥な仮囲いが洒落たものになっているので、勉強したいと思っており、またいつか教えていただければと思う。

瀬口会長：

駅前の開発は、名古屋市の重点施策となっている。情報を入れていただくといいかと思う。

その後、事務局からふるさとの森・名木のパンフレットについて、また、任期内に予定されていた審議会がいったん区切りとなる旨、委員の任期満了のお礼をお伝えした。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、第1回景観審議会を閉会した。

平成 年 月 日

景観審議会会長

議事録署名者

議事録署名者
